



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則（労働政策課）…………… 1

## 規 則

沖縄県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第25号

#### 沖縄県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

**第1条** 沖縄県職業訓練生災害見舞金支給規則（昭和54年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この規則は、訓練生に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓練生 県が行う職業訓練を受けている者をいう。
- (2) 訓練施設 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定により県が設置する職業能力開発校（職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設に県が委託して職業訓練を行わせる場合にあつては、当該施設）をいう。
- (3) 職業訓練上 訓練生が訓練施設の作成した訓練計画に基づく訓練（校外実習等を含む。）を受けているとき、休憩時間中訓練施設内にいるとき、又は訓練施設の関係職員の指示若しくは承認に基づいて訓練施設内にいるときをいう。
- (4) 通所途上 訓練生が職業訓練を受けるため、住居と訓練施設との間を、合理的な経路及び方法により往復する過程をいい、途中で往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の過程は含まない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の後の過程を含むものとする。

第14条第1項中「災害見舞金請求書（別記様式）を」を「災害見舞金の種類に応じ、療養見舞金請求書（第1号様式）、傷病見舞金請求書（第2号様式）、障害見舞金請求書（第3号様式）、打切見舞金請求書（第4号様式）又は死亡見舞金請求書（第5号様式）に必要な書類を添付し、」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「かかった」を「かかった」に、「国民健康保険法（昭和53年法律第192号）その他の法令の規定」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、労働者災害補償保険法その他の法令の規定による療養若しくは療養費の支給」に、「受けた」を「受ける」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項第1号中「3,210円。」を「支給すべき事由が生じた日における労働者災害補償保険法施行規則第9条第1項第5号に規定する自動変更対象額。」に改め、同号ただし書中「3,210円」を「当該

自動変更対象額」に改め、同条第3項中「掲げるとおり」を「掲げる災害見舞金の種類に応じ、当該各号に定める日数」に改め、同項第1号中「できなくなつた」を「できなくなった」に、「あつて」を「あつて」に、「できなかつた」を「できなかつた」に、「されなくなつた」を「されなくなつた」に、「にある第6条」を「において第7条」に改め、同項第2号ア中「障害見舞金の支給日数は、」及び「とすること。」を削り、同号イ中「とすること。」を削り、同号ウ中「繰り上げること」を「繰り上げた等級の日数」に改め、同号ウただし書中「障害見舞金の支給日数は、」を「日数が」に、「該当する等級による障害見舞金の支給」を「該当するアの等級の」に、「支給日数を超えてはならない。」を「日数を超える場合には、当該合算した日数」に改め、同号ウ(ア)中「第13級」を「別表の第13級」に改め、同号ウ(イ)中「第8級」を「別表の第8級」に改め、同号ウ(ウ)中「第5級」を「別表の第5級」に改め、同号エ中「よつて」を「よつて」に、「該当する障害見舞金の支給」を「該当するアの等級の」に、「あつた」を「あつた」に、「支給日数をもつて障害見舞金の支給日数とすること。」を「日数」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 打切見舞金 第6条第2項の規定により療養見舞金を支給しないこととした日において、身体に存する身体障害の状況により、前号アからエまでに掲げるいずれかの日数。ただし、他覚症状が存する場合その他身体に別表の第14級に満たない身体障害が存する場合は、別表の第14級の日数とすることができる。

第11条を第12条とする。

第10条中「健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第1項各号」を「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項各号」に、「同項第5号又は第6号」を「同項第4号、第5号及び第6号」に、「同法第43条の9第2項」を「同条第3項」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「かかつたことに起因する死亡」を「かかつたことに起因して死亡した場合」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「訓練生が、」を「訓練生が」に、「に支給し、その後は、この規則による災害見舞金の支給は行わない」を「であつて、第6条第1項の規定により療養見舞金の支給をしないこととしたときに支給し、その後は、この規則による当該負傷又は疾病に係る災害見舞金は、支給しない」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「治つた」を「治つたとき又はその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至つた」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「訓練生であつて」を「訓練生であつて」に、「療養」を「その療養」に、「できなかつた」を「できなかつた」に改め、同項第1号中「オまで」を「エまで」に改め、同号ア中「雇用対策法（昭和41年法律第132号）第13条第2号」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号」に改め、同号イ中「雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）」に改め、同号エを削り、同号オ中「沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第43条」を「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第80条」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号中「エまで」を「ウまで」に改め、イを削り、ウをイとし、同号エ中「アからウまで」を「ア又はイ」に、「あつて」を「あつて」に改め、同号エを同号ウとし、同条第2項中「(イ)から(ウ)」を「アからウ」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「かかつた」を「かかつた」に改め、同条ただし書中「の開始後3年を経過した日以降の療養については療養見舞金は」を「を開始した日から3年（療養を中断した期間を除く。以下この項において同じ。）を経過した日以降の療養については、療養見舞金は、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、訓練施設の過失により訓練生が負傷し、又は疾病にかかつた場合その他訓練生への継続した援護の必要があると認める場合には、その療養を開始した日から3年を経過した日以降の療養についても療養見舞金を支給することができる。

第5条を第6条とする。

第4条第1項を次のように改める。

療養見舞金、傷病見舞金及び障害見舞金は、職業訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかつた訓練生に対して支給する。

第4条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 療養見舞金、傷病見舞金又は障害見舞金の支給を受けている訓練生が、療養の途中において訓練を修了し、又は訓練施設を退校した場合（当該訓練生に係る職業訓練の委託が解除され、当該職業訓練を受けないこととなった場合を含む。）において、災害見舞金の支給を要する事由が存続するときは、当該者をこの規則において訓練生とみなす。

3 打切見舞金は、職業訓練上において負傷し、又は疾病にかかった訓練生に対して支給する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（支給範囲）

**第3条** 災害見舞金は、訓練生が職業訓練上又は通所途上において負傷し、疾病（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条又は労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第18条の4に規定する疾病に準ずるものとする。以下同じ。）にかかり、又は死亡した場合に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、訓練生が故意に負傷、疾病若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、災害見舞金は支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、訓練生が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、県は、災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

別表を次のように改める。

**別表**（第8条、第12条関係）

身体障害等級表

等級	支給日数	身体障害
第1級	1,340日	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1,190日	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1,050日	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	920日	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの

		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 一上肢を肘関節以上で失ったもの</li> <li>5 一下肢を膝関節以上で失ったもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ul>
第5級	790日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 一上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>5 一下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 一上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 一下肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>
第6級	670日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</li> </ul>
第7級	560日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの</li> <li>7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</li> <li>8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側のこう丸を失ったもの</li> </ul>
第8級	450日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの</li> </ul>

		<p>4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>8 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 一足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	350日	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 一眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>9 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p> <p>15 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>17 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	270日	<p>1 一眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>4 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</p> <p>10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	200日	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 脊柱に変形を残すもの</li> <li>8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</li> <li>9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>
第12級	140日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>8 長管骨に変形を残すもの</li> <li>9 一手の小指を失ったもの</li> <li>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> <li>11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</li> <li>12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> <li>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>14 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>
第13級	90日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>3 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一手の小指の用を廃したもの</li> <li>8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</li> <li>11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ul>
第14級	50日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</li> <li>9 局部に神経症状を残すもの</li> </ul>

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

別記様式を削り、別表の次に次の5様式を加える。

第1号様式（第15条関係）

療養見舞金請求書					
年 月 日					
沖縄県知事 殿					
				請求者 住所 氏名	印
下記のとおり請求します。					(第 回目)
被災者	(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別
	居所（住所と異なる場合）		災害の発生日時	年 月 日 時 分頃	災害の発生場所
	訓練施設の名称		訓練科名	訓練期間	自 至 年 月 日 年 月 日
※職業能力開発校の長の証明欄	災害の状況 1 発生日時 年 月 日 時 分頃 2 発生場所 3 災害の区分 ①職業訓練上（休憩時間を含む。） ②通所途上 4 災害の概要・原因 (概要) (原因) 上記のとおり証明する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">職業能力開発校の長 印</div>				
※医師の証明欄	傷病の部位		傷病名		
※医師の証明欄	診療の期間	自 至 年 月 日 年 月 日	入院の期間	自 至 年 月 日 年 月 日	現時点の病状 治癒、死亡、 継続中、中止、転医
※医師の証明欄	使用した保険の種類		本人から受領した金額	円	
※医師の証明欄	(特記事項)				

上記のとおり証明する。 年 月 日		医療機関名 住所 医師氏名		印
請求金額	損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付を受けた金額	円	請求額	円

- 注1 請求者は、※印の欄には記入しないでください。  
 2 医療機関、薬局等の領収書の原本を添付してください。  
 3 損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付（第13条各項に規定する給付等をいう。）の支給を受けた場合は、受給を証する書類を添付してください。

第2号様式（第15条関係）

<p style="text-align: center;">傷病見舞金請求書</p> <p>年 月 日                  沖縄県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所                  氏名 印</p> <p>下記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: right;">(第 回 目)</p>						
被災者	(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別		
	居所（住所と異なる場合）	災害の発生日時	年 月 日 時 分頃	災害の発生場所		
	訓練施設の名称	訓練科名		訓練期間	自 至	年 月 日 年 月 日
	傷病見舞金の支給を受けようとする期間	自 至	年 月 日 年 月 日	療養のため職業訓練を受けることができなかった期間	自 至	年 月 日 年 月 日
	第7条に規定する給付（訓練手当等又は雇用保険基本手当等）の種類					
※職業能力開発校の長の証明欄	災害の状況 1 発生日時 年 月 日 時 分頃 2 発生場所 3 災害の区分 ①職業訓練上（休憩時間を含む。） ②通所途上 4 災害の概要・原因 (概要) (原因) 上記のとおり証明する。 年 月 日					職業能力開発校の長 印
※医師の証明	傷病の部位	傷病名				
	診察の期間	自 至	年 月 日 年 月 日	入院の期間	自 至	年 月 日 年 月 日
			現時点の病状	治癒、死亡、継続中、中止、転医		



欄	(特記事項)					
	上記のとおり証明する。 年 月 日  医療機関名 住所 医師氏名  印					
請求額算定	支給基礎日額	円	支給基礎日数	日	支給基礎日額× 支給基礎日数= 金額(A)	円
	損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付を受けた金額(B)					円
	請求金額(A) - (B)					円

注1 請求者は、※印の欄には記入しないでください。

2 損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付（第13条各項に規定する給付等をいう。）の支給を受けた場合は、受給を証する書類を添付してください。

第3号様式（第15条関係）

障害見舞金請求書						
年 月 日 沖縄県知事 殿  請求者 住所 氏名  印  下記のとおり請求します。						
被災者	(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別	
	居所(住所と異なる場合)		災害の発生日時	年 月 日 時 分頃	災害の発生場所	
	訓練施設の名称		訓練科名		訓練期間 自 至	年 月 日 年 月 日
※職業能力開発校の長の証明欄	災害の状況 1 発生日時 年 月 日 時 分頃 2 発生場所 3 災害の区分 ①職業訓練上(休憩時間を含む。) ②通所途上 4 災害の概要・原因 (概要) (原因) 上記のとおり証明する。 年 月 日 職業能力開発校の長 印					
※医師の証明欄	障害の状況(障害の状況を詳細に記入し、図で示すことができるものは図解してください。) 身体障害等級 級 上記のとおり証明する。					

	年 月 日		医療機関名 住所 医師氏名		印	
請求額 の算出	自動変更対象額	円	訓練手当等のうち基本手当の額		円	
	支給基礎日額	円	支給基礎日数	日	支給基礎日額× 支給基礎日数＝ 金額 (A)	円
	損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付を受けた金額 (B)				円	
	請求金額 (A) - (B)				円	

注1 請求者は、※印の欄には記入しないでください。

2 損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付（第13条各項に規定する給付等をいう。）の支給を受けた場合は、受給を証する書類を添付してください。

第4号様式（第15条関係）

打切見舞金請求書						
年 月 日						
沖縄県知事 殿						
請求者 住所 氏名 印						
下記のとおり請求します。						
被災者	(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別	
	居所（住所と異なる場合）		災害の発生日時	年 月 日 時 分頃	災害の発生場所	
	訓練施設の名称		訓練科名		訓練期間 自 至	年 月 日 年 月 日
※職業能力開発校の長の証明欄	災害の状況 1 発生日時 年 月 日 時 分頃 2 発生場所 3 災害の区分 職業訓練上（休憩時間を含む。） 4 災害の概要・原因 （概要） （原因） 上記のとおり証明する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">職業能力開発校の長 印</div>					
	※医師の証明欄	傷病の部位		傷病名		
	診療の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	最終診察日	年 月 日	最終診療時点の病状	治癒、死亡、 継続中、中止、転医
	障害の状況（障害の状況を詳細に記入し、図で示すことができるものは図解してください。） 身体障害等級： 級 上記のとおり証明する。					

	年 月 日		医療機関名 住所 医師氏名		印
請求額の算出	自動変更対象額	円	訓練手当等のうち基本手当の額		円
	支給基礎日額	円	支給基礎日数	日	支給基礎日額× 支給基礎日数＝ 金額(A)
	損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付を受けた金額(B)				円
	請求金額(A) - (B)				円

注1 請求者は、※印の欄には記入しないでください。

2 医師の証明欄における身体障害等級について、他覚症状はあるが等級に満たない場合は、14級とすることができる。

3 損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付（第13条各項に規定する給付等をいう。）の支給を受けた場合は、受給を証する書類を添付してください。

第5号様式（第15条関係）

死亡見舞金請求書					
年 月 日					
沖縄県知事 殿					
				請求者	住所
				氏名	印
下記のとおり請求します。					
被災者	(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別
	住所		災害の発 生日時	年 月 日 時 分頃	災害の発 生場所
	訓練施設の名称		訓練科名		訓練 期間 自 至 年 月 日
請求者	(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	居所（住所と異なる場合）		訓練生との 続柄		
※職業能力開発校の長の証明欄	災害の状況				
	1 発生日時 年 月 日 時 分頃				
	2 発生場所				
	3 災害の区分 ①職業訓練上（休憩時間を含む。） ②通所途上				
4 災害の概要・原因 (概要)  (原因)					
上記のとおり証明する。 年 月 日					
職業能力開発校の長					印
請求	自動変更対象額	円	訓練手当等のうち基本手当の額		円

額の算出	支給基礎日額		支給基礎日数	1,060日	支給基礎日額× 支給基礎日数＝ 金額 (A)	円
	損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付を受けた金額 (B)					円
	請求金額 (A) - (B)					円

注1 請求者は、※印の欄には記入しないでください。

2 損害賠償、他の法令の規定による療養又は療養費その他これらに相当する給付（第13条各項に規定する給付等をいう。）の支給を受けた場合は、受給を証する書類を添付してください。

3 死亡診断書その他の訓練生の死亡を証明する書類又はその写し及び戸籍謄本その他の申請者と訓練生の続柄等関係を証する書類を添付してください。

**第2条** 沖縄県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号エ中「第80条」を「第72条」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県職業訓練生災害見舞金支給規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の沖縄県職業訓練生災害見舞金支給規則は、令和3年4月1日以降に支給すべき事由の生じた災害見舞金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じたものについては、なお従前の例による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---------------------------------------------	-----------------------------------------------